

第 8 期鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険事業計画  
【総論素案】

# 第1章 総論

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）では、鈴鹿市及び亀山市（以下「二市」という。）を構成市として、介護保険事業の円滑で効率的な実施、介護サービスの平準化、介護保険財政の安定化を図るとともに、広域連合管内の住民の福祉向上のため、2000（平成12）年から介護保険事業計画を策定し、事業の実施に取り組んでいます。

介護保険制度の開始から約20年が経過し、介護保険サービスの利用者、介護保険サービスの提供事業者はともに大幅に増え、介護を必要とする人にとって、介護保険は必要不可欠なものへと普及、浸透してきたといえます。

高齢化が急速に進むなか、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える「2025年」を見据え、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、本広域連合でも介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援コーディネーターの配置などに取り組んできました。

その「2025年」が間近に迫るなか、さらに先には、65歳以上人口が最大となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる世代が急減する「2040年問題」が指摘されています。このため、広域連合には、介護保険の保険者として「地域包括ケアシステム」をより深化させるとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会である「地域共生社会」の実現に向けた介護保険事業の取組を通じ、2040年に備えて、高齢者を「地域で支える」しくみを充実させていくことが求められています。

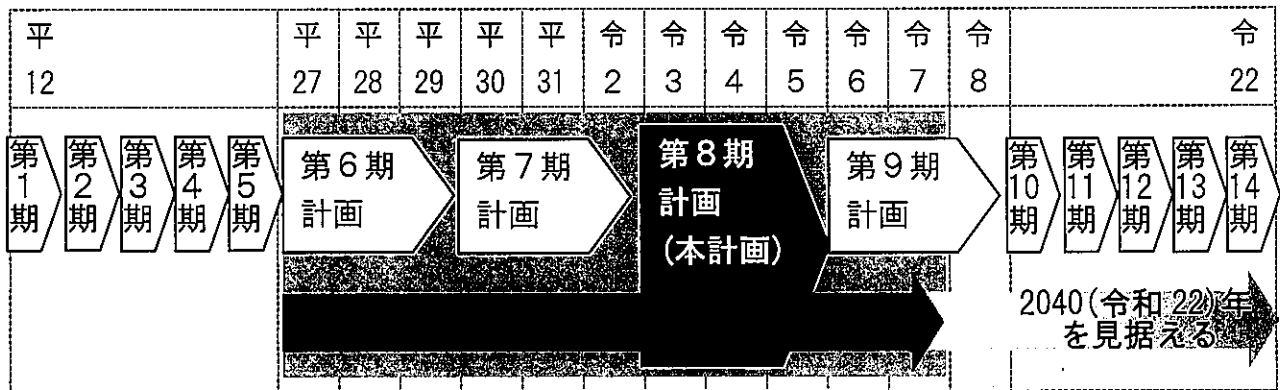
以上のことから、2025年以降に本格化する超高齢社会に向けて、多様な主体の参画のもとで「地域共生社会」の実現を視野に入れた、鈴鹿亀山地区ならではの「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、介護保険事業の円滑な運営をめざして、第8期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）を定めます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」であり、二市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画」と一体のものとして作成するとともに、上位計画である二市の「地域福祉計画」との整合を図るものとします。あわせて、三重県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図るものとします。

## 3 計画の期間

本計画は、第 6 期介護保険事業計画、第 7 期介護保険事業計画（以下、「第 7 期計画」という。）に引き続いて 2025（令和 7）年を念頭に置きつつ、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。さらに、2040（令和 22）年を見据え、長期的な見通しの中で、必要な方策を打ち出すこととします。



## Ⅱ 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 住み慣れた地域で、いつまでも 自分らしく暮らせる長寿社会の創造

介護保険制度が始まって20年あまりの間に、必要な人が必要な介護サービスを受けられる環境が整ってきました。介護保険法では、介護サービスを「介護を必要とする人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」にするものとしており、国民の共同連帯の理念に基づき保険制度を設けることとしています。

住み慣れた地域で、自分らしく暮らせることは誰しもの願いであり、加齢に伴って生じる心身の変化に応じて、家族や地域の支え、そして保健・医療や介護のサービスが切れ目なく提供されることが必要です。

今後、高齢化は一層進み、中でも医療・介護ニーズが高まる75歳以上の高齢者が増え続けます。一方で、それを支える現役世代は徐々に減少していきます。世代別人口の偏りの中で、介護保険制度が持続可能なものとして維持されていくためには、共同連帯の制度であり「共助」のしくみである介護保険制度のみならず、「自助」そして地域での支え合い活動などである「互助」が適切に組み合わせさせた「長寿社会」を地域に創造していくことが必要不可欠です。

このため、本計画の基本理念を「**住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造**」として掲げ、諸施策・諸事業の推進につなげていくこととします。

## 2 基本目標

---

基本理念のもと、本計画がめざす基本目標として、第7期計画に引き続き、次の3つを掲げます。

### I 地域包括ケアの構築を推進するために

#### ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～

高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く暮らし続けられるよう、心身の健康状態の維持や社会に参画する仕組みづくりを推進するとともに、安心して地域に暮らせる相談体制の充実や高度化・専門化する医療・介護ニーズに的確に対応するための体制づくりを進めます。

### II 介護が必要となっても安心して暮らせるために

#### ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～

介護を必要とする人が自立と尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域、住まいで安心して暮らし続けていくために、必要なサービスを切れ目なく利用できるよう、居宅サービスと施設サービスのバランス及び各サービスの地域的なバランスを取りながら、家族介護者の離職防止や病床の機能分化・整理に伴う医療需要への対応の視点も踏まえて、介護サービスの提供体制の確保・充実を図ります。

### III サービスを安心して利用できるために

#### ～介護保険制度の円滑な運営～

誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、サービスの質の向上を図るとともに、低所得者対策等を継続します。併せて、介護保険制度の安定的かつ円滑な運営に向けて、介護サービスの利用者や事業者に対して事業への理解を促すとともに、利用の適正化を図ります。

### 3 施策の体系

基本理念「住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた考え方

1. 地域の包括的なネットワークの深化・推進
2. 医療と介護の連携
3. 介護予防と生活支援サービスの提供
4. 認知症施策の推進
5. 家族介護者の支援
6. 安定した居住環境の確保
7. 安心安全の体制づくり

基本目標	施策の方向	ページ
I 地域包括ケアの構築を推進するために ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～	1 地域ケア会議の推進	
	2 総合相談と情報提供の充実	
	3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実	
	4 在宅療養生活の支援	
	5 認知症施策の推進	
	6 高齢者の尊厳の保持	
	7 家族介護者への支援	
	8 安定した居住環境の確保	
II 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～	1 サービス提供基盤の整備	
	2 介護保険サービスの給付見込	
	3 事業費の見込と保険料の設定	
III サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～	1 所得に応じた費用負担	
	2 介護給付の適正化	
	3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	
	4 災害や感染症等への備えの充実	
	5 事業の推進体制	

## 4 日常生活圏域の設定

---

高齢者ができるだけ身近な地域で介護サービスや支援・相談等が受けられるよう、地域包括ケアシステムを構築し、総合相談や地域密着型サービス等の提供を進めていくために日常生活圏域（以下「圏域」という。）を見直し、鈴鹿市8圏域、亀山市2圏域の圏域を設定します。

また、包括的支援事業や一般介護予防事業の推進拠点となる地域包括支援センターを各圏域に1か所設置するとともに、各圏域の地域包括支援センター間を調整し、困難事例への支援や地域ケア会議の推進、事業の平準化などを図るため、基幹型の地域包括支援センターを二市にそれぞれ新設します。

今後は、この10圏域を基盤として、基幹型を含めた12か所の地域包括支援センターを核として、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

（圏域について調整中のため次回お示しします）

■ 日常生活圏域の位置

■ 日常生活圏域の所管区域と担当する地域包括支援センター

(圏域について調整中のため次回お示しします)



## 5 人口及び要介護認定者数の推計

### (1) 総人口及び高齢者人口の推移と推計

広域連合における、計画期間（令和3～5年度）及び2025（令和7）年、2040（令和22）年の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、令和元年で62,542人であったものが、令和5年には63,995人、令和7年には64,446人とゆるやかに伸び続けるものと考えられます。一方、75歳以上の人口は令和元年の30,762人から、令和5年には34,699人、令和7年には37,206人と、大幅に増加することが見込まれます。

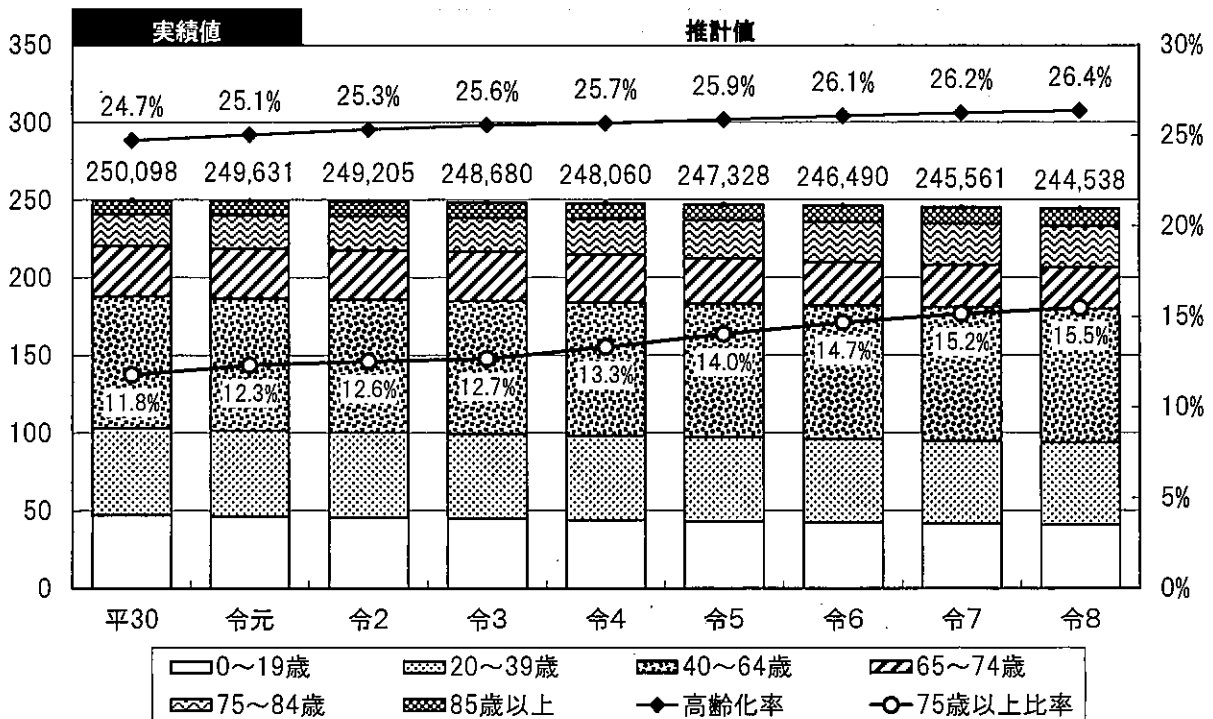
■ 年齢別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

項目	実績		推計	推計（計画期間）			推計			推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	250,098	249,631	249,205	248,680	248,060	247,328	246,490	245,561	244,538	223,213
40～64歳人口	85,132	85,320	85,453	85,490	85,827	85,937	86,036	85,998	85,996	71,132
65歳以上人口	61,884	62,542	63,165	63,625	63,720	63,995	64,281	64,446	64,491	72,506
65～74歳	32,360	31,780	31,879	32,075	30,637	29,296	28,109	27,240	26,593	35,260
75歳以上	29,524	30,762	31,286	31,550	33,083	34,699	36,172	37,206	37,898	37,246
高齢化率	24.7%	25.1%	25.3%	25.6%	25.7%	25.9%	26.1%	26.2%	26.4%	32.5%
75歳以上比率	11.8%	12.3%	12.6%	12.7%	13.3%	14.0%	14.7%	15.2%	15.5%	16.7%

※令和2年度以降は、平成27～令和元年度の各年度9月末時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

人口(千人)

高齢化率



■ 日常生活圏域別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）

（圏域について調整中のため次回お示しします）

## (2) 要介護認定者数の推移及び推計

広域連合における、計画期間（令和3～5年度）及び2025（令和7）年、2040（令和22）年の認定者数を次のように見込みます。

要支援・要介護認定者数は、令和5年には12,359人、認定率は19.3%になるものと見込みます。その後も、認定率の高い75歳以上の高齢者が増加することによる認定者数も増加し、令和7年には12,887人となるものと見込みます。

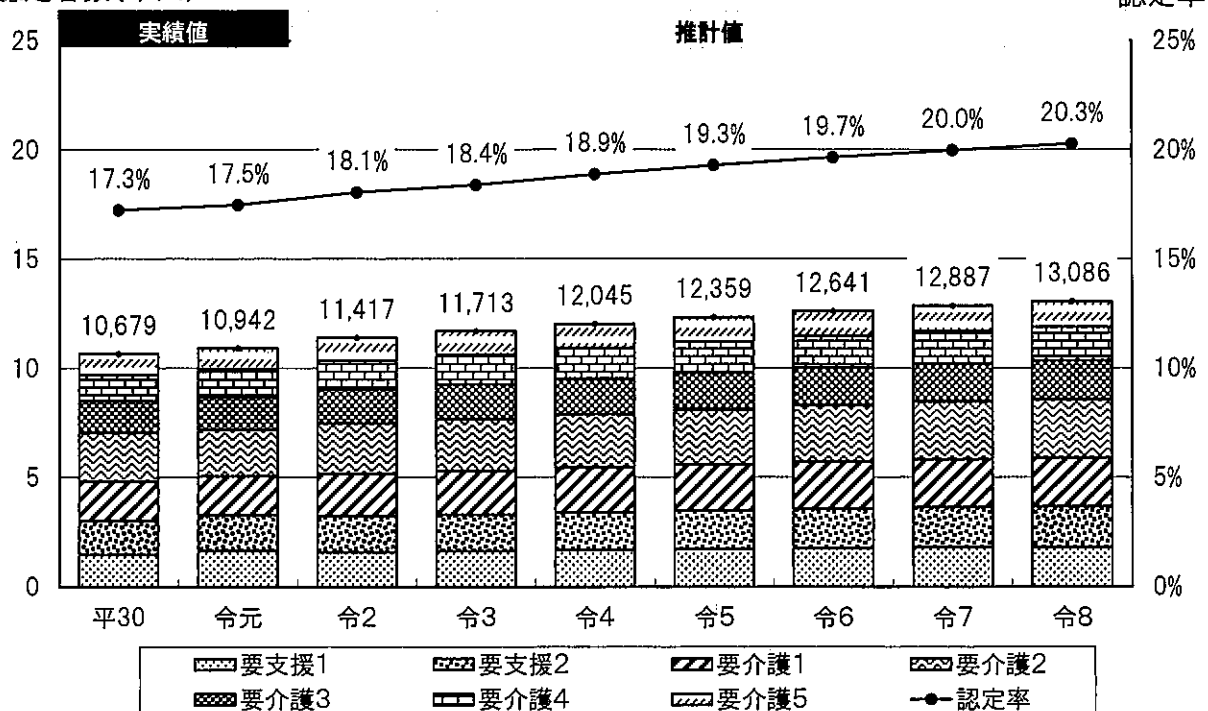
■ 要介護度別認定者数及び認定率の推移と推計（各年度9月末時点）

項目	実績		推計	推計（計画期間）			推計			推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認定者数	10,679	10,942	11,417	11,713	12,045	12,359	12,641	12,887	13,086	15,120
要支援1	1,481	1,650	1,601	1,637	1,685	1,732	1,777	1,810	1,828	1,964
要支援2	1,538	1,648	1,635	1,673	1,719	1,763	1,810	1,840	1,858	2,061
要介護1	1,810	1,787	1,943	1,999	2,053	2,106	2,149	2,192	2,231	2,610
要介護2	2,228	2,131	2,318	2,378	2,450	2,516	2,576	2,631	2,671	3,060
要介護3	1,452	1,478	1,551	1,593	1,642	1,683	1,726	1,759	1,790	2,134
要介護4	1,201	1,283	1,328	1,367	1,404	1,440	1,465	1,497	1,526	1,873
要介護5	969	965	1,041	1,066	1,092	1,119	1,138	1,158	1,182	1,418
認定率	17.3%	17.5%	18.1%	18.4%	18.9%	19.3%	19.7%	20.0%	20.3%	20.9%

※令和2年度以降は、平成29～令和元年度の男女別・年齢別認定率の伸び率をもとに認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。また、認定者数は第1号被保険者分（65歳以上）及び第2号被保険者分（40～64歳）の合計値ですが、認定率は第2号被保険者を含む要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数（65歳以上人口）で割ったものです。

認定者数(千人)



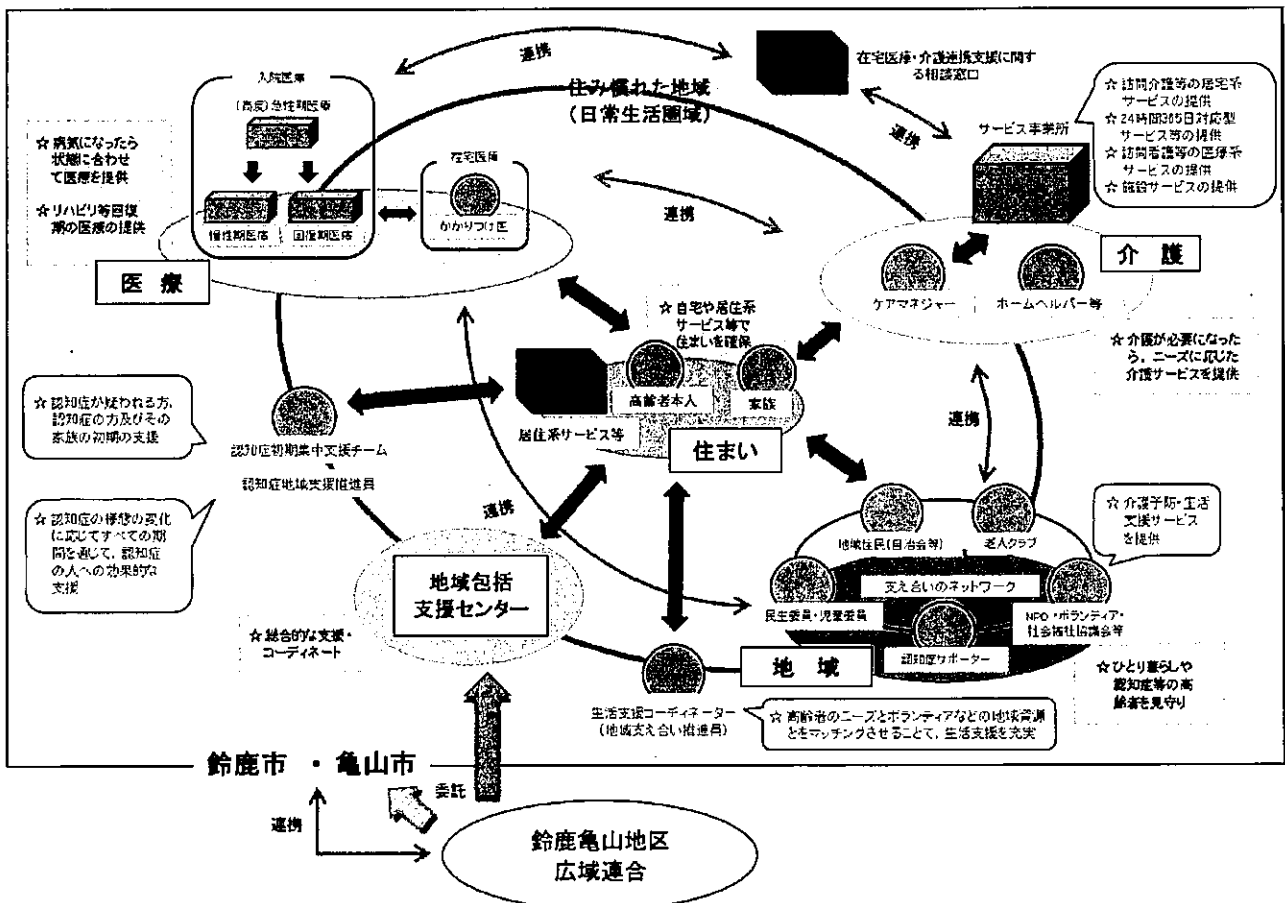
■ 日常生活圏域別認定者数の推移と推計（各年度9月末時点）

（圏域について調整中のため次回お示しします）

### Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた考え方

2025（令和7）年、さらには2040（令和22）年までの中長期的な視野に立ち、広域連合管内における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、第7期計画に引き続き、次の6つの考え方に基づき、取組を進めていきます。

地域包括ケアシステムの構築は、地域包括支援センターが中心となる各圏域を基本単位とし、圏域では取組が困難な地域課題の解決等については基礎自治体である二市が、また、二市単独では取組が困難な地域課題の解決等については広域連合と二市が協力し、地域課題の解決を図りながら地域包括ケアシステムを深化・推進します。



■ 鈴鹿亀山地区における地域包括ケアシステムのイメージ

## 1 地域の包括的なネットワークの深化・推進

ねらい

二市それぞれに、圏域を基本単位として、地域包括支援センターが核となり、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制を目指し、地域ケア会議の開催等を通じて地域の問題・課題を関係者間で共有し、解決へとつなげます。

方向性

- 二市、基幹型地域包括支援センター、各圏域の地域包括支援センターと広域連合との連携体制を再構築するとともに、医療・介護連携、認知症施策、生活支援・就労支援等の関係機関との連携、機能分担について整理し、円滑で切れ目のない相談、支援等が提供される体制をつくります。
- 二市及び基幹型包括支援センターが個別レベル・圏域レベルの地域ケア会議における地域課題の洗い出しを支援し、圏域間で課題を共有するとともに、その課題を解決するための方策検討や施策形成について、市レベルの地域ケア会議で検討し、二市それぞれに政策提言します。
- 二市及び各圏域において地域共生社会の実現に向けた取組が進められるよう、各圏域の地域包括支援センターと地域の関係機関・関係者との連携を強化するとともに、地域住民に対して他人事ではなく「我が事」と捉える「互助」の意識づけを促進します。

## 2 医療と介護の連携

ねらい

医療や介護が必要となっても、自宅等の住み慣れた場所で療養し、安心して生活を続けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会や、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所等との多職種連携体制を強化します。

方向性

- 地域の医療・介護の資源を把握し、課題の抽出と対応策の検討を図り、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が円滑に提供される体制づくりと人材の育成・確保を進めます。また、医療職・介護職相互の知識の向上と理解を促すため、研修等の充実を図ります。
- 多職種との「顔の見える関係」を構築しつつ、入退院支援や看取り等に加え、認知症への対応力の強化、感染症や災害時に備えた体制構築を図るため、相互の連携強化と研修のための機会づくり、情報共有の仕組みを構築します。また、地域の医療・介護関係者等に対して在宅医療・介護サービスに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。
- 在宅医療や看取り、ターミナルケアに関する住民意識の向上を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

### 3 介護予防と生活支援サービスの提供

ねらい

地域社会の中で、高齢者が要介護状態とならないよう、また、要介護状態となってもできる限り重度化させないために、高齢者が自立し尊厳を持って健康で生きがいある生活が送れることを目指し、地域の実状に応じた介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を推進するとともに、地域資源を活かした多様な介護予防及び生活支援サービスの提供を図ります。

方向性

- 総合事業の推進を図るため、地域の高齢者のニーズや地域の実状に応じた多様なサービス主体による生活支援サービスを提供できるよう、担い手の育成等による体制の整備を行います。既存の老人クラブ、地域づくり協議会・まちづくり協議会等に対する福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進めます。
- 地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターの充実を図り、地域の実状に応じた体制整備を行います。また、就労的活動支援コーディネーターを設置し、高齢者自身が生活支援の担い手として地域で活躍するための支援を行います。
- 地域に根ざした介護予防や生きがいづくりの活動を充実させるため、地域で取り組まれている介護予防活動やサロン活動の育成・支援を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近な場所での健康づくりへの参加を促します。
- フレイル予防の観点から疾病予防・重症化予防につなげられるよう、データ等の活用や専門職の関与による効果的な介護予防事業の実施を図ります。



## 4 認知症施策の推進



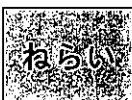
認知症の進行を抑制しつつ、認知症高齢者や家族にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人が認知症とともに自分らしく尊厳を持って生きていくことができる社会を目指し、国の「認知症施策推進大綱」の基本的考え方を踏まえ、認知症施策を総合的に推進します。



### 方向性

- 認知症サポーターの養成等を通じて地域における認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の本人や家族からの発信支援に取り組みます。
- 地域における介護予防活動やサロン活動などの場において、認知症に対する正しい知識と理解の啓発、及び認知症予防活動の普及に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた地域の連携体制の強化を図り、認知症高齢者や家族への初期支援と自立生活支援を行います。また、認知症地域支援推進員が中心となって、医療・介護・地域の支援機関を有機的に結びつけ、介護サービス等における認知症対応力の強化を図ります。さらに、認知症カフェのほか、地域住民や専門職と認知症高齢者及びその家族の交流を支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減を図ります。
- 認知症高齢者の徘徊等を見守り、高齢者虐待等を早期に発見するため、世代を越えて「認知症バリアフリー」の考え方を普及するとともに、地域における見守りネットワークの整備・強化と具体的な支援策の検討を図ります。また、若年性認知症の人を含め、認知症の人がその状態に応じて社会参加できるよう、地域資源の把握及び周知・啓発を図ります。

## 5 家族介護者の支援



家族介護者が就労を継続し、自身の生活を維持しながら、在宅での介護を継続できるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。



- 家族介護者への相談窓口の周知を図るとともに、県の介護サービス情報公表システムの活用を促進するなど介護に関する情報提供を充実させます。家族介護者を経済的に支援する介護用品等の支給については、ニーズを把握した上で、事業の継続又は見直しを進めます。
- 家族介護者が働きながら介護ができるよう、効果的な介護保険サービスの確保や支援体制づくりを進めます。あわせて、介護保険サービスが持続的に提供されるよう、介護人材の確保や介護現場での業務負担の軽減を図ります。

## 6 安定した居住環境の確保

ねらい	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることを目指し、施設・居住系サービスの整備や誘導を進めるとともに、情報提供を充実させます。
-----	---



### 方向性

- 重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対して、必要なサービスを提供できるよう、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握・勘案しながら、入所施設の適正量を見定め、その確保を図ります。
- 高齢者の住まいの一環として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上に向けて、関係部局及び県との連携を図るとともに、介護相談員の訪問等の機会を充実させます。
- 高齢者の住まいについての情報提供と相談体制を充実させます。

## 7 安心安全の体制づくり



災害や感染症などが発生した場合においても、介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるよう、それぞれの機関・組織における危機管理体制を構築するとともに、「備え」への意識を高めます。



- 災害や感染症の発生時においても持続的に介護サービスが提供されるよう、各事業所における危機管理体制の構築を促すとともに、必要な情報・支援の提供体制を構築します。
- 災害の発生に備えて、普段からの見守りネットワークの充実を促すとともに、災害時要援護者対策や福祉避難所確保などにおいて関係機関との連携を強化します。
- 感染症の拡大防止に配慮した「新しい生活様式」の中で、地域における支え合いや交流のための活動が持続できるよう、必要な情報・支援の提供体制を構築します。